

子どもたちを福島原発事故による被ばくから守るため 集団疎開を認める決定を求める署名

福島地方裁判所郡山支部 裁判官 殿

福島原発事故から数ヶ月が立ちますが、収束を迎える日は遠く、私たちは日々被ばくの不安と戦いながら生活しています。特に、私たちは、放射線の影響を受けやすい、未来ある子どもたちへの影響を心配しています。

年間1ミリシーベルトは、国際放射線防護委員会（ICRP）が一般公衆の線量限度として定めるところであり、日本の法律でも、原子力発電所が一般公衆に対し、年間1ミリシーベルト以上を超える被曝をさせないことを求めています。しかし、郡山市をはじめとする福島県内の子供たちの多くは、福島原発事故によって、すでに外部被曝だけでも1ミリシーベルトを超える被曝をしているか、確実に1年に1ミリシーベルトを超える環境下で生活しています。

福島県では、すでに、かなりの数の子どもたちが、自主避難するなどして福島の地を離れています。しかし、依然、大多数の子どもたちと親とは、行政が実施している安全宣伝と危険性を伝える情報、先生や友だちと別れたくないという思い、自主避難する場合の経済的負担等で思い悩み、不安な日々を送っています。自主避難をしたくてもできない家庭も多く、避難するか否かを各家庭の判断に任せるべきではないと考えます。

子どもたちの生命・健康という、この国にとって一番の宝を守ろうとしない国には未来はありません。いま、行政は、速やかに学校ごと疎開するという決断をすべきです。

裁判官におかれましては、是非とも、私たちの悲痛な思いを汲み取った決定をすみやかに下していただくようお願いいたします。

氏名	住所	コメント

*取扱団体 ふくしま集団疎開裁判の会

(送付先 〒390-0861 長野県松本市蟻ヶ崎1-3-7 安藤法律事務所

FAX 0263-39-0330、メール添付 m-ando@po.mcci.or.jp

or FAX 049-222-8780、メール添付 syomei@song-deborah.com)

*なお、本署名は裁判所提出のみの用途に用い、それ以外の用途に用いません。

*コメントについて、欄が足りない場合は別紙に記載して添付してもらっても構いません。